

① 空き家・空き地の紹介と募集をしています

砂川市住み替え支援協議会（以下協議会）では、空き家や空き地の登録物件の紹介や募集をしています。

詳細は、協議会事務局（住生活支援係）までお越しいただくか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページにて、
外観や間取り図、築年月などの
詳細を見ることができます。

空き家情報<19 (R1) -9>

砂川市西4条北1丁目2番6号

価格 790万円

| | |
|---------|---|
| 交通 | JR函館本線 砂川駅 徒歩8分 |
| 学区 | 砂川小学校、砂川中学校 |
| 設備 | 石造躯体、コンクリート、浴室水廻、プロパンガス、下水、暖房ガス、専用トイレ、洗車場併設、パルクコート、防犯カメラ設置、ガスコンロ設置済 |
| 築年 | 3LDK |
| 敷地面積 | 226.15m ² |
| 建物構造 | 木造 |
| 築年 | 3階建 |
| 築年月 | 1997年9月 |
| 土地面積(坪) | 130.74m ² (45.99坪) |
| 用途区分 | 一方 (店舗 公設) |
| 駐車場 | 有 |
| 掲載日 | 2019年7月9日 |
| 備考 | |

問い合わせはこちら




砂川市 空き家 空き地 検索

【ホームページアドレス】

http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/seikatsu_kurashi/juutaku/akiya-akichi.html

※物件については、情報の紹介のみを行うもので、斡旋や仲介などを行うものではありません。利用者の責任において、物件内容の確認、賃貸や売買に関する交渉、契約を行ってください。物件の賃貸や売買に関する交渉、契約におけるトラブルについては、市では責任を負いかねます。

住宅（自宅）を登録して成約された方

▶登録物件促進補助金

自らが居住していた（相続を含む）住宅を協議会の空き家情報に登録物件としてホームページなどで公開し、その後、売買または賃貸の契約が成立した所有者などに補助

- 売買の成立 10万円
- 賃貸の成立 5万円

※空き地は対象となりません。



② 空き家の適正な管理をされていますか？

適正に管理されていない空き家などは、老朽化による屋根や外壁などの建築材が落下・倒壊・飛散といった事故を招きます。また、施錠が不完全な場合には、不法侵入・不法投棄・放火の恐れがあるなど、近隣に多大な迷惑をかける場合があります。もしも、所有する空き家などが原因で近隣住民や通行人がけがをした場合には、その所有者などの管理責任を問われ、損害賠償を求められる可能性もありますので、適正な管理が必要です。



◎定期的に雑草の除草や竹木の枝下ろしを行ってください。

- 夏は雑草や枝が急激にはん茂し、害虫の発生につながります。
- 秋には枯れた雑草や枝が火災の原因となります。

◎建築物の破損箇所を修理してください。

- 屋根や軒裏、外壁などの破損箇所は強風で飛散することがあります。
- 窓ガラスやドアの破損・未施錠は不審者が侵入する原因となります。



住宅の新築・中古住宅を購入される方

▶ まちなか住まいの補助金・移住促進補助金・子育て支援補助金・同居近居促進補助金

- 新築住宅で最高 120 万円補助
 - 中古住宅で最高 70 万円補助（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物は対象外）
 - 市外から市内への移住で 20 万円補助
- ※区域、地元企業、建築年によって補助率・上限額が変わります。

さらに、18 歳以下の子どもがいる世帯または夫婦共に 40 歳以下で子どもがいない世帯は

- 18 歳以下の子ども 1 人につき 10 万円補助
- 夫婦共に 40 歳以下で子どもがいない世帯に 10 万円補助
- 親と同居で 30 万円（新築）、20 万円（中古）補助
- 親と近居で 10 万円（新築）、5 万円（中古）補助

③ 住まいの補助金を利用しましょう！

詳しい条件などは、建築住宅課へお問い合わせください。



自宅に太陽光発電システムを設置される方

【要事前申請】

▶ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に、未使用で JIS 規格または JET の認証を取得している太陽光発電システム（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）を設置しようとする方に補助

- 地元企業を利用 20%（上限額 50 万円）
- 市外企業を利用 10%（上限額 25 万円）

住宅を改修・リフォームされる方

【要事前申請】

▶ 高齢者等安心住まいの（住宅改修）補助金

介護認定を受けていない 60 歳以上（同居人含む）の方で、3 万円以上の手すりの取り付け、段差解消、バリアフリーユニットバス導入などの改修工事に補助

- 地元企業を利用 4/5（上限額 22 万円）
- 市外企業を利用 2/3（上限額 18 万円）

▶ 永く住まいの（住宅改修）補助金

◇ 一般リフォーム工事・耐震改修工事

自らが居住する住宅の改修工事を行う方で、50 万円以上の間取り変更、増築、外壁や屋根などの改修工事などに補助

- 地元企業を利用 20%（上限額 40 万円、耐震改修工事の場合は上限額 50 万円）
- 市外企業を利用 10%（上限額 20 万円、耐震改修工事の場合は上限額 30 万円）

さらに 18 歳以下の子どもを扶養または 40 歳以下の夫婦に、一律 10 万円を補助（子育て支援補助金）

◇ 擁壁改修工事（ブロック塀を除く）

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事に補助

- 工事費用の 30%（上限額 200 万円）

住宅を解体される方

【要事前申請】

▶ 老朽住宅除却費補助金

自ら居住していた住宅の所有者（相続人を含む）で、車庫や物置、塀などの付属物の解体および家財の処分費を含む 50 万円以上の解体工事に補助（賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外）

※自ら居住していた住宅を賃貸（貸家）していた住宅の補助率および上限額は右記表の 1/2。

| 建築年代 | 構造 | 地元企業を利用 | | 市外企業を利用 | |
|-------------------------|-----|---------|-------|---------|-------|
| | | 補助率 | 上限額 | 補助率 | 上限額 |
| 昭和 39 年以前に完成されたもの | 木造 | 50% | 40 万円 | 25% | 20 万円 |
| | 非木造 | | 50 万円 | | 25 万円 |
| 昭和 49 年以前に完成されたもの | 木造 | 40% | 40 万円 | 20% | 20 万円 |
| | 非木造 | | 60 万円 | | 30 万円 |
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認 | 木造 | 30% | 40 万円 | 15% | 20 万円 |
| | 非木造 | | 60 万円 | | 30 万円 |
| 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認 | 木造 | 20% | 30 万円 | 10% | 15 万円 |
| | 非木造 | | 40 万円 | | 20 万円 |

閩建築住宅課 Tel 54-2121